

○内閣府告示第二百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県
- 二 構造改革特別区域の名称 みやぎ情報産業人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第二百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年十一月二十六日内閣府告示第五百九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形県東置賜郡高畠町
- 二 構造改革特別区域の名称 高畠町なかよし給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山形県東置賜郡高畠町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第五百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 水戸市
- 二 構造改革特別区域の名称 元気都市・水戸 IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 水戸市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第二百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 高崎市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高崎市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第二百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十一月十一日、内閣府告示第八百七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都新宿区
- 二 構造改革特別区域の名称 専門職育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都新宿区の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一

四四、一一四六( )

○内閣府告示第二百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十  
六日内閣府告示第五百二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付  
けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 厚木市
- 二 構造改革特別区域の名称 あつぎIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 厚木市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改  
革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修  
了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第二百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十六日内閣府告示第五百二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県安八郡神戸町
- 二 構造改革特別区域の名称 心豊かな子どもを育む給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜県安八郡神戸町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）



○内閣府告示第二百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県
- 二 構造改革特別区域の名称 ITひろしま・産業人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 広島県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第二百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 福岡アジアビジネス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）  
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、

空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））